

第3期鳴門市地域福祉計画市民アンケート等調査業務仕様書

1. 業務名

第3期鳴門市地域福祉計画市民アンケート等調査業務

2. 委託期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

3. 趣旨

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に基づき「（仮称）第3期鳴門市地域福祉計画」を策定するにあたり、市民アンケート調査等を通して地域福祉に関する市民のニーズ等を明らかにし、地域に即した計画策定の基礎資料とすることを目的とする。

4. 業務の内容

（1）市民アンケート調査

15歳以上の市民2,000人（無作為抽出）を対象としてアンケート調査を実施し、福祉サービス等に関するニーズや福祉意識、地域福祉活動への参加意向等の把握を行う。

【市民アンケート調査にかかる業務分担】

委託者	受託者
①調査票（案）の検討と確定 ②調査対象者の抽出 ③宛名ラベルの作成 ④調査票の回収	①調査票（案）の作成と修正 ②調査票及び封筒（発送用・回収用）の作成・印刷 ③封入・封緘、宛名ラベルの貼付作業 ④調査票の発送 ⑤回収した調査票の入力・集計及び分析 ⑥アンケート調査結果報告書のとりまとめ

- ・アンケートの発送・回収に係る郵送費は、受託者が負担する。
- ・アンケートの返信先は委託者とする。
- ・料金受取人払に係る承認請求書類は受託者が作成し、配達郵便局の承認手続きは委託者が行う。
- ・アンケートの回収率は40%を想定している。
- ・調査票はA4で16頁までとする。

（2）関係団体アンケート調査

上記（1）で作成したアンケートについて、鳴門市社会福祉協議会、鳴門市民生委員・児童委員協議会等に対しても実施する。

（3）打ち合わせ・協議

業務の円滑な推進に向けて、担当課との綿密な打ち合わせ・協議を行うこと。

5. 成果品

（1）アンケート調査結果報告書（前回アンケートとの比較分析含む）

（A4判、100頁程度、1色）：30部

（2）上記（1）の電子データ一式（CD-R等） 1部

※電子データは、調査票、封筒、集計表、報告書など、当業務で作成したものを納品する。ファイル形式は、ワード、エクセル、PDF とする。

6. その他

- (1) 本業務で知り得た事項については、他に漏らしてはならない。
- (2) この仕様に定めのない疑義が生じた場合は、担当課と受託者は速やかに協議を行うこと。

7. スケジュール

- (1) 契約の締結：令和8年11月上旬
- (2) アンケート調査票の確定：令和8年11月中旬より令和8年12月上旬
- (3) アンケート調査票の発送：令和8年12月中旬
- (4) アンケート票の回収：令和9年1月上旬
- (5) 集計分析結果報告：令和9年3月中旬まで

※ 詳細スケジュールについては、別途協議を行うものとする。

8. 問い合わせ先

鳴門市 健康福祉部 社会福祉課 地域福祉担当
〒772-8501 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170
TEL088-684-1402 FAX088-684-1337
E-mail shakaifukushi@city.naruto.i-tokushima.jp